

令和6年9月教育委員会定例会事項書

令和6年9月17日（火） 午後2時から
教育委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員について

3 報告事項

- (1) 委任及び補助執行の運用の見直しについて (教育総務課)
- (2) 学校再編準備委員会の進捗状況について (教育政策課)
- (3) 中学生ピロリ菌検査実施について (学校教育課)
- (4) 令和7年度幼稚園・小中学校の4月当初の予定について (学校教育課・教育指導課)
- (5) 鈴鹿市における小中一貫教育ビジョンの策定に向けて (教育指導課)
- (6) 第31回全国重要無形文化財保持団体協議会鈴鹿大会及び第30回重要無形文化財保持団体秀作展「－日本の伝統美と技の世界－」について (文化財課)

4 その他

- (1) 令和6年10月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)

9月教育委員会 定例会席表

教育長 (廣田 隆延)					
教育委員 (下古谷 博司)				(会議録署名者) 教育委員 (服部 直美)	
教育委員 (笠井 智佳)				教育委員 (松嶋 康博)	
文化財課長 (大窪 隆仁)	学校教育課長 (藤見 忠)	参事 (西村 佳代子)	教育次長 (伊川 歩)	参事兼 教育総務課長 (鈴木 明)	参事兼 教育政策課長 (白木 敏弘)
	教育支援課長 (鈴木 康仁)	教育指導課長 (上田 由実子)	総務課副参事兼 行政・法務GL (岡田 千明)	書記 (木葉 健介)	書記 (久住 孝大)
傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席

(傍聴人: 定員は10人)

令和6年9月 教育委員会 定例会

報 告 事 項

令和6年9月17日

鈴鹿市教育委員会

委任及び補助執行の運用の見直しについて

令和6年9月17日

教 育 総 務 課

1 趣旨等

現在、本市においては、行政能率の向上を図るため、事務の委任や補助執行の運用について見直しを行っている。

地方公共団体の執行機関は、地方自治法上、首長部局のほか教育委員会、選挙管理委員会などの行政委員会に分かれており、それぞれが事務を担うこととなっている。一方で、組織を合理化して行政能率の向上を実現する趣旨から、同法には事務の委任及び補助執行の制度が設けられており、他の執行機関やその補助職員に事務を執行させることが可能となっている。このことから本市においても、市長の権限である契約や予算執行等に係る事務が教育委員会等へ委任されているほか、一部の事務が委任事務や補助執行事務となっている。

しかし、本市における委任及び補助執行の制度の運用は、権限や責任の所在が分かりにくく、また事務処理が複雑化するなど、制度趣旨に沿っていない状況が生じている。このことから、現在、次のとおり全庁的な見直しを行っている。

2 問題点及び見直しの方向性等

(1) 組織と権限の整合化

ア 問題点

- 本市では、平成28年4月に、「鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例」を施行し、次の事務の職務権限を教育委員会から市長に移管した（**職務権限の特例**を適用）。

【① 移管済みの事務】

スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。
文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

- 令和元年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、次の事務についても、条例により本特例を適用できることとなった。

【② 移管可能な事務】

図書館、博物館及び公民館の設置、管理及び廃止に関すること。
文化財の保護に関すること。

- ・ 現在、本市では、上記②の表の事務については本特例を適用せず、教育委員会に権限を残したまま市長の補助職員が補助執行している。
- ・ 文化スポーツ部や地域振興部の位置付けからすれば、これらの事務については、法改正の趣旨を踏まえて本条例を改正し、教育委員会から市長に職務権限を移管し、市長権限の他の文化施策や地域振興施策と併せて、市長部局で一元的に執行することが望ましい。

イ 見直しの方向性

- ・ **(上記②の表の事務) 補助執行 → 職務権限の特例に移行**

ウ 見直しの内容

- ・ 鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例を改正し、上記ア②の表の事務を条例に追加する。
- ・ 関連条例を一括改正する。
 - ・ 鈴鹿市立公民館条例
 - ・ 鈴鹿市文化財保護条例
 - ・ 佐佐木信綱記念館条例
 - ・ 鈴鹿市ふれあいセンター条例
 - ・ 鈴鹿市考古博物館条例
 - ・ 鈴鹿市資料館条例
 - ・ 鈴鹿市立図書館条例
- ・ 上記関連条例の施行規則（７本）について、教育委員会が定めた現行の規則を廃止し、市長が定める規則として制定する。

(2) 事務の適正化及び効率化

ア 問題点

- ・ 事務執行の根拠や責任の所在の不明確さ

- ・市長の権限に属する事務で、委員会等の補助職員が補助執行している事務について、補助執行の根拠が規則に明文されていないものがある。

【例】議案の作成、規則等の制定改廃、予算の執行、契約の締結など

- ・委任や補助執行に関し定める規則の規定について、一部、競合しているものや適用関係が不明瞭なものがある。

・事務執行の複雑さ

- ・契約や予算執行等の事務について、金額によって事務の権限主体や取扱い（委任事務か補助執行事務か）が異なる。

イ 見直しの方向性

- ・ **根拠規定の明文化、事務の合理化（関係例規を一体整備）**

ウ 見直しの内容

- ・ 委任と補助執行の規則を統合した規則を新規制定する。
 - ・ 根拠のない補助執行事務を規則に明文化する。
 - ・ 現在個々に制定されている規則を統合することで、規則間の競合や適用関係の不明瞭を解消する。
 - ・ 契約や予算執行事務について、金額にかかわらず補助執行事務とする。
- ・ 新規則の制定に伴い、関係する例規（約 30 本）を整理する。

3 今後のスケジュール

令和 6 年 11 月	12 月定例議会に議案を提出
令和 7 年 1 月～ 3 月	条例以外の例規整備
4 月～	新制度により運用開始

学校再編準備委員会の進捗状況について

1 各部会の進捗状況

(1) 総務部会（第3回総務部会）

日 時：令和6年9月3日（火）

内 容：①校名募集について

- ・校名募集要項（案）について最終確認。
- ・9月定例議会での学校設置条例の一部改正の承認をもって、10月7日（月）から校名募集予定。

※別紙募集要項（案）参照

②閉校式等について

- ・閉校式（記念行事）、記念品、記念リーフレットについて、他市町の事例を調査し、概要案を説明。
- ・閉校式は第一部で市主催の記念式典、第二部で地区実行委員会主催の記念行事を想定。
- ・記念品は、教育委員会において作製予定。（例）クリアファイル
- ・記念リーフレットは、各小学校で編集委員会を設置し、検討。

(2) P T A 部会（第2回P T A部会）

日 時：令和6年9月5日（木）

場 所：郡山小学校

内 容：①新P T Aの組織体制、会則等について

- ・現P T Aの組織、取組を洗い出し、整理した上で、新P T Aの組織体制、会則等について一例を提示。

②新P T Aへの繰越金について

- ・他市町の新P T Aの繰越金の考え方について提示

※今後、各P T A主体で検討。

③体操服等の学用品の取扱いについて

- ・新たな負担が生じないよう指定の体操服は設けない方向で決定。その他の学用品については3校が主となり、協議、決定する。

2 今後の会議開催予定

(1) 通学・安全部会

- ・第3回通学・安全部会

日 時：令和6年9月30日（月）

内 容：スクールバスの走行ルート及び乗降場所を検討。

「新たな小学校」の校名案を募集します

令和 8 年 4 月、合川小学校、天名小学校、郡山小学校の 3 校が学校再編によって一つになり、「新たな小学校」が開校します。また、令和 14 年度には、「新たな小学校」と栄小学校、天栄中学校による学校再編を行い、本市の新たな教育環境のモデル校ともなる「義務教育学校」の開校をめざすこととしています。

そこで、鈴鹿市教育委員会では、児童や保護者の皆様、また、地域にお住まいの方や就学前のお子さんを持つ保護者の皆様から校名案を募集いたしますので、募集要項をご覧ください。

募集要項

募集期間	令和 6 年 10 月 7 日（月）から令和 6 年 11 月 6 日（水）（必着） ※郵送の場合は、当日の消印有効
応募資格	○ 合川小学校・天名小学校・郡山小学校の児童、その保護者 ○ 3 小学校区（合川・天名・郡山）に在住の方（※未就学児の保護者も含む）
応募内容	令和 8 年 4 月に開校する「新たな小学校」の校名案
応募条件	○ 応募はおひとり 1 点までとします。 ○ 校名に込めた思いや理由等を必ず記入すること。 ※理由が無記入の場合は、校名案として受け付けません。 ○ 再編対象校（合川小学校・天名小学校・郡山小学校）と「同一の校名」は、避けること。
応募方法	以下のいずれかの方法でご応募ください。 ○ 応募フォームから応募 右の二次元コードを読み取り、応募フォームへアクセスしてください。  ○ 裏面の応募用紙に必要事項を記入し、応募箱へ投函 ＜応募箱の設置場所＞ ・ 合川小学校、天名小学校、郡山小学校 ・ 合川公民館、天名公民館、郡山公民館 ※ 応募用紙は、応募箱の設置場所にも準備いたします。 ○ 応募用紙を郵送、または鈴鹿市教育委員会まで持参して応募 提出先 〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 鈴鹿市教育委員会事務局 教育政策課
選定方法	応募された校名案は、学校再編準備委員会において選定し、合川小学校、天名小学校、郡山小学校に在籍する児童の投票によって数点に絞り込みます。その後、学校再編準備委員会において協議を行い、教育委員会へ報告する校名候補を決定します。 教育委員会で協議後、市議会に必要な手続きを経て、「新たな小学校」の校名が正式に決定されます。

令和8年4月開校 「新たな小学校」の校名案を募集します

応募締切 令和6年11月6日(水)

ふりがな	すずかしりつ	しょうがっこう
①「新たな小学校」 の校名	鈴鹿市立	小学校
②この校名にした 理由をお書きく ださい。		
ふりがな		
③名前		
④応募区分 該当箇所に「○」をつ けてください。	<保護者> () 合川小学校に児童が在籍する保護者 () 天名小学校に児童が在籍する保護者 () 郡山小学校に児童が在籍する保護者 <地域住民(※未就学児の保護者も含む)> () 合川小学校区に在住の方 () 天名小学校区に在住の方 () 郡山小学校区に在住の方	

※ 必ずしも応募数の多い校名案を選定するものではありません。

※ 校名の公表は、令和7年3月を予定しています。

※ 今回、募集する「新たな小学校」の校名は、令和14年度に開校をめざす「義務教育学校」の校名を検討する際の参考とします。

<お問い合わせ・応募先>

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市教育委員会事務局 教育政策課

TEL: 059-382-9112 E-mail: kyoikuseisaku@city.suzuka.lg.jp

中学生ピロリ菌検査実施について

学校教育課

1 令和6年8月27日（火）第8回検討委員会の報告

（1）進捗報告

令和6年7月16日（火）市内在住の中学2年生（1,800人）へ通知発送

7月31日（水）までに915件提出があり、うち870件が検査希望

8月25日（日）検査希望者へ採尿キット発送

（2）今後の予定

令和6年9月12日（木）～19日（木） 市立中学校で回収（各校2日）

9月28日（土）・10月6日（日）保健センターで回収

（市立中学校以外の希望者等）

11月頃

一次検査結果通知

（陽性者へは二次検査案内同封）

12月～令和7年3月

二次検査実施医療機関にて二次
検査実施

（3）その他

- ・ 佐賀県における実施結果
- ・ 受診率向上について
- ・ 二次検査の実施について
- ・ 9月実施から6月実施への検討について
- ・ 治療費助成について

令和7年度 幼稚園・小中学校の4月当初の予定について

学校教育課・教育指導課

令和7年 4月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
臨時休業日 7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

1 令和7年4月当初の予定

- (1) 学年始休業日 4月1日(火)から4月5日(土)
- (2) 臨時休業日 4月7日(月)

2 令和7年度鈴鹿市立幼稚園の入園式及び鈴鹿市立小中学校の入学式について

- (1) 鈴鹿市立幼稚園 入園式 期日:令和7年4月10日(木)午前10時
会場:各幼稚園
- (2) 鈴鹿市立小学校 入学式 期日:令和7年4月9日(水)午前10時30分
会場:各小学校
- (3) 鈴鹿市立中学校 入学式 期日:令和7年4月9日(水)午後1時30分
会場:各中学校

※ 開式時刻については、一部の幼稚園・小中学校で変更となる場合があります。

鈴鹿市における小中一貫教育ビジョンの策定に向けて(イメージ図)

従来の幼小中連携 互いに情報交換や交流を行い、円滑な接続をめざす

より良い教育を実現するために

【小中一貫教育をめざす背景】

- 子どもの発達の早期化も踏まえ、**小中一貫教育により、小学校高学年からの学習と生活の「なめらかな接続」をめざす。**
- 小・中学校段階の差異(指導体制、指導方法、家庭学習、評価方法、生徒指導の手法 等)を、教職員が互いに理解しあい、小学校6年と中学校3年ではなく、**義務教育9年間で子どもたちを育てるという意識改革を図り、学習及び生活の両面で教育効果を上げる。**
- 学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、**地域全体で子どもたちの成長を支える必要がある。**

2031 鈴鹿市がめざす小中一貫教育 ～自律した学習者の育成をめざして～
中学校区ごとに、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育により自ら学び続ける子どもを育てます

1 確かな学力の育成

ポイント

**自ら学び続ける子ども
(自律した学習者)を育成する取組**

指導方法の転換

- ・自分で課題を見つけ、学び方を選択し、他者との協働により、学びを深める学習(「**複線型**」授業スタイル)の導入。
- ・1人1台端末の活用による学びの加速化。
- ・非認知能力の育成 ～4つの力～
(やりぬく力、自制心、自己肯定感、社会性)

2 連続した児童生徒理解、生徒指導等 多様な子どもを支援し、 居場所を保障する取組

- ・不登校児童生徒への支援
- ・いじめを見逃さない安全・安心な学校環境の実現
- ・個々の可能性を引き出す特別支援教育
- ・共生社会をめざす多文化共生教育、外国人児童生徒(日本語)教育
- ・就学前教育施設との連携

3 特色あるカリキュラム 地域の特色を生かし、 地域人材と連携した取組

- ・シビックプライドを涵養する地域学習の充実
- ・企業等と連携したキャリア教育の充実

4 支える取組

- ・校種や職種を超えた、教職員の連携
- ・保護者・地域・高等教育機関・企業等との連携

中学校区の特徴に応じた小中一貫教育をより効果的に進めるために

小中一貫教育制度の類型

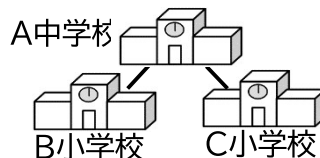
義務教育学校	併設型小中学校(同一設置者)
1人の校長、1つの教職員組織	各学校に校長及び教職員組織
原則、小・中の両免許状を保有	所属する学校の免許状を保有
※ いずれも施設一体型・施設隣接型・施設分離型 施設形態にかかわらず設置は可能	

例:義務教育学校(施設一体型)



- ・ 1人の校長、1つの教職員組織
- ・ **柔軟な学年段階の区切り**
- ・ 9年間の児童生徒の共同生活
⇒ 異学年交流
- ・ (新規校舎の場合)
フレキシブルな校舎・教室環境

例:併設型小学校・中学校(施設分離型)



- ・ それぞれの学校に校長及び教職員組織
- ・ 運営体制の整備
例)関係校をマネジメントする組織の設置
学校運営協議会の合同設置
管理職・全教職員の併任 等
- ・ 柔軟な学年段階の区切り

天栄中学校区を検討基盤とした
小中一貫教育ビジョン

課題

ひとつの小学校からは同じ中学校に進学できるように
就学指定校の再整理

第 31 回全国重要無形文化財保持団体協議会鈴鹿大会及び 第 30 回重要無形文化財保持団体秀作展 日本の伝統美と技の世界について

全国重要無形文化財保持団体協議会は、伊勢型紙技術保存会をはじめとする全国 16 の重要無形文化財保持団体と 24 関係市町村によって平成4年6月に重要無形文化財の保護、発展を図る目的で発足しました。

全国の各市町村の輪番制で毎年大会及び秀作展を実施しており、本年度は 14 年ぶりに鈴鹿市にて大会を、津市の三重県総合博物館にて秀作展を開催いたします。

1 第 31 回全国重要無形文化財保持団体協議会鈴鹿大会

(1)日時

令和6年 10 月 17 日(木) 10 時 30 分から 14 時 40 分まで

10:30～12:00 大会・総会

12:00～13:00 休憩

13:00～14:10 記念講演会「無形文化財の防災」

独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター長

高妻 洋成氏

14:10～14:40 防災に関するアンケート結果報告(文化庁)

※15 時 40 分からは、三重県総合博物館(MieMu)において秀作展のテープカットを実施します。

(2)場所

イスのサンケイホール鈴鹿

※テープカット会場：三重県総合博物館(MieMu) 津市一身田上津部田 3060

(3)参加の可否

大会・総会は関係者のみ。記念講演会は一般聴講可能。

(4)内容

重要無形文化財の保存に関する調査及びその具体的方策の推進を図り、技術伝承と保存活用に向けて協調して取り組む目的で実施いたします。あわせて付帯事業として、独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター長の高妻洋成氏を講師としてお迎えし、講演会(「無形文化財の防災」)を行います。

2 第30回重要無形文化財保持団体秀作展 日本の伝統美と技の世界について

(1) 日時

令和6年10月18日(金)から10月27日(日)まで

9時30分から16時30分まで

※10月21日(月)は休館日

(2) 場所

三重県総合博物館(MieMu)交流展示室ほか 津市一身田上津部田 3060

(3) 入場料

無料(常設展示・特別展示を観覧する場合は別途料金が必要です。)

(4) 内容

秀作展は、日本の宝とも言える重要無形文化財の持つ伝統美と技を広く一般に公開し、伝統工芸への理解を深めていただくことを目的に開催します。

全国16の保持団体から選りすぐられた作品約70点の展示と4団体(色鍋島・輪島塗・本美濃紙・伊勢型紙)による製作実演を実施いたします。

3 主催

全国重要無形文化財保持団体協議会

全国重要無形文化財保持団体協議会鈴鹿大会実行委員会

4 共催

鈴鹿市、鈴鹿市教育委員会、三重県教育委員会、伊勢型紙技術保存会

5 協力

伊勢型紙産地協議会、鈴鹿市観光協会、三重県総合博物館(MieMu)

【補足】重要無形文化財とは

文化財保護法に基づく、演劇、音楽、工芸技術その他の無形文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と言います。無形の文化財は、人間の「わざ」そのものであり、このうち、特に重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時にこれらの「わざ」を高度に体现しているものを保持者または保持団体に認定し、我が国の伝統的な「わざ」の継承を図っています。

日本の伝統美と 紙の世界

第30回重要無形文化財保持団体秀作展

題字：万代香華（鈴鹿墨（有）進誠堂）

令和6年 10/18(金)～27(日)

会場 三重県総合博物館(MieMu) 交流展示室ほか

〒514-0061 三重県津市一身田上津部田3060 TEL 059-228-2283 FAX 059-229-8310

開催時間 9:30～16:30 休館日：月曜日〔入場無料〕

●記念講演「無形文化財の防災」

10/17(木) 13:00～14:10 (聴講無料)

講師：高妻 洋成氏 (独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター長)

会場：イスのサンケイホール 鈴鹿

(〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号)

主催／全国重要無形文化財保持団体協議会

全国重要無形文化財保持団体協議会鈴鹿大会実行委員会

共催／鈴鹿市、鈴鹿市教育委員会、三重県教育委員会、伊勢型紙技術保存会

協力／伊勢型紙産地協議会、鈴鹿市観光協会、三重県総合博物館

●製作実演

10/19(土)・20(日)【色鍋島、伊勢型紙】

10/26(土)・27(日)【輪島塗、本美濃紙、伊勢型紙】

実演時間：9:30～16:30(休憩時間：12:00～13:00)

※実演は途中休憩のため実施していない時間帯があります。

問い合わせ先

全国重要無形文化財保持団体協議会鈴鹿大会実行委員会事務局

鈴鹿市文化スポーツ部 文化財課内

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL 059-382-9031 FAX 059-382-9071



第30回重要無形文化財保持団体秀作展

～日本の伝統美と技の世界～

わが国には、古くから優れた工芸技術が伝えられており、その芸術性及び歴史的価値は、貴重な国民的財産でもあります。

本秀作展は、16の重要無形文化財保持団体と24の関係市町村によって構成される「全国重要無形文化財保持団体協議会」の総合的な作品展として、作品展示及び製作実演等を広く一般に公開することによって伝統工芸技術の普及促進を図るため開催するものです。

皆様には、この機会に陶芸、染織、漆芸、和紙など、伝統に基づく卓越した技と美の世界に触れていただきたいと存じます。

●重要無形文化財とは

文化財保護法に基づき、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と言います。無形の文化財は、人間の「わざ」そのものであり、このうち、特に重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時に、これらの「わざ」を高度に体現しているものを保持者または保持団体に認定し、我が国の伝統的な「わざ」の継承を図っています。

●保持団体

柿右衛門製陶技術保存会／色鍋島今右衛門技術保存会／小鹿田焼技術保存会／越後上布・小千谷縮布技術保存協会／本場結城紬技術保持会／重要無形文化財久留米絣技術保持者会／喜如嘉の芭蕉布保存会／宮古上布保持団体／久米島紬保持団体／伊勢型紙技術保存会／輪島塗技術保存会／津軽塗技術保存会／石州半紙技術者会／本美濃紙保存会／細川紙技術者協会／越前生漉鳥の子紙保存会

●実演団体紹介

色鍋島今右衛門技術保存会(佐賀県・昭和51年4月30日指定)／伊勢型紙技術保存会(三重県・平成5年4月15日指定)／輪島塗技術保存会(石川県・昭和52年4月25日指定)／本美濃紙保存会(岐阜県・昭和44年4月15日指定)



色鍋島 色付け(色鍋島今右衛門技術保存会)



伊勢型紙 道具彫(伊勢型紙技術保存会)



輪島塗 沈金 彫り(輪島塗技術保存会)



本美濃紙 紙漉き(本美濃紙保存会)